

# 第73期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項

会社の体制及び方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

**株式会社アドバネクス**

上記事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.advanex.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2013年第2回 新株予約権	2014年第3回 新株予約権	2015年第4回 新株予約権	2018年第5回 新株予約権
発行決議日	2013年7月25日	2014年7月24日	2015年8月7日	2018年8月10日
区分	取締役	取締役	取締役	取締役
保有者数	2名	2名	2名	2名
新株予約権の数	56個	37個	38個	38個
新株予約権の目的となる株式の数	5,600株	3,700株	3,800株	3,800株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1株当たりの払込金額	890円	1,590円	1,750円	1,768円
権利行使時1株当たりの行使価額	1円	1円	1円	1円
権利行使期間	2013年8月9日から 2043年8月8日まで	2014年8月11日から 2044年8月10日まで	2015年8月25日から 2045年8月24日まで	2018年8月27日から 2048年8月26日まで
新株予約権の行使の条件	(別記1)	(別記1)	(別記1)	(別記1)

(別記1)

#### 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日（当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
  - 2) 新株予約権者は、上記1)の規定にかかわらず、割当日から最初に来る定時株主総会の終結時まで継続して当社の取締役として在任した場合でなければ、本新株予約権を行使することはできないものとする。
  - 3) 新株予約権者は、上記1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
  - 4) 新株予約権者が死亡した場合は、上記1)の規定にかかわらず、下記7)の定める新株予約権割当契約書に定める条件に従って、相続開始の日から1年間に限り、相続人がこれを行使することができるものとする。
  - 5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - 6) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - 7) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- (2) 当社使用人が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 会社の体制及び方針

- (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は2006年5月9日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定しており、2020年4月17日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は以下の通りであります。

- 1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」及び「グループ倫理行動指針」を定め、法令定款違反行為を未然に防止する。  
取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合、あるいはその疑念がある場合は直ちに監査役に報告する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る重要な情報については、取締役会規程に基づき、そこに定められた期間は閲覧可能な状態で保管することとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① グループ会社のリスク管理体制の基礎として、リスク管理規程及び関係会社管理規程を定め、同方針に従ったリスク管理体制を構築する。
  - ② 当社はリスク管理規程の中で、個々のリスク発生の懸念される業務を統括する取締役をリスク対応担当者として定め、各リスク対応担当者が、リスク管理体制を構築する。グループ会社において発生するリスクは、会社毎に当社の担当取締役が体制を整えることとする。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、取締役、監査役を含む経営会議にて議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定する。
  - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌権限規程、職務分掌権限表において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きを定めることとする。
  - ③ 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- 5) 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」及び「グループ倫理行動指針」を定め、当社及びグループ会社社員の法令定款違反行為を未然に防止する。
  - ② 内部統制室がグループ会社の内部統制システムを統括し、継続的に整備を行い、遵法・倫理体制を確保する。

- ③ 内部統制室が、グループ会社の内部統制システムの機能状態を適宜モニタリングする。
  - ④ 取締役は当社における重大な法令違反あるいは倫理に反する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告すると同時に対策委員会を設置しその解決にあたるものとする。
  - ⑤ 内部通報規程に基づき内部通報制度を整備し、社内に周知する。
  - ⑥ 監査役は法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めたとときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。
- 6) 関係会社における業務の適正を確保するための体制
- ① 関係会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに行動指針として「グループ企業倫理と遵法に関する基本方針」、「グループ倫理行動指針」及び「カンパニー・ステートメント」を定め、これを基礎として、各社で諸規程を定めるものとする。また、グループ会社毎に定める当社の担当取締役がその業務の適正性の確保を行う。グループ会社は、関係会社管理規程に定める重要事項について同規程に従い、事前承認申請又は、事後の報告を当社担当取締役にを行うものとする。当社の取締役は、グループ会社において、法令違反あるいは倫理に反する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告すると同時にその解決にあたるものとする。
  - ② グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反、あるいは倫理上問題があると認められた場合には、内部統制室又は監査役に報告するものとする。内部統制室に報告があった場合には直ちに監査役に報告を行う。監査役は事実の確認を行い、必要があれば取締役会を招集し、そこで解決策を策定する。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
  - ③ 内部統制室又は監査役に報告した者に、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、当社及びグループ会社の役員及び社員に周知徹底する。
- 7) 監査役職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役職務を補助すべき社員に関して監査役補助者規程を定め、監査役が必要と判断しこれを要求したときには、当社の社員から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役及び執行部門からの独立性を確保するものとする。
  - ② 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

- 8) 取締役及び社員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及びグループ会社の取締役及び社員は当社グループの業務または業務に影響を与える重要な事項については監査役に報告するものとする。監査役は必要に応じて取締役及び社員に対して報告を求める事ができることとする。
  - ② 監査役会規程に基づき、監査役への適切な報告体制を確保する。
  - ③ 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は、財務報告の信頼性を確保し、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書の作成を有効かつ適切に行うため、当社代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

10) 反社会的勢力に対する体制

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
- ② 反社会的勢力に対しては、総務部を対応統括部門として、必要に応じて警察当局、専門機関と連携しその情報を収集し、社内及びグループ会社への注意喚起を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下の通りであります。

1) コンプライアンスに対する取組み

当社の取締役及び社員に対し、コンプライアンスの重要性に関するインフォメーションを発信するとともに、インサイダー取引防止、情報セキュリティ、法令遵守等の教育を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

また、グループ会社毎に当社の取締役において担当を定めており、コンプライアンス上の問題が発生した場合、当該担当取締役が、当社の経営会議等で報告、対応することになっております。内部通報制度としては、企業倫理委員会及びハラスメント社外窓口へのホットラインを用意し、匿名扱いによる案件にも対応しております。

2) リスク管理に対する取組み

当社及びグループ会社における主要な損失の危険に関する事項は、リスク管理規程及び関係会社管理規程に基づき、経営会議及び取締役会にて所轄部門の管理者から必要に応じて報告が行われ、その対応が検討されております。

3) 取締役の職務の執行に対する取組み

当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、取締役、執行役員、監査役を含む経営会議にて議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定しております。また、子会社における経営上の重要な意思決定事項についても、当社取締役会にて承認を行っております。

取締役会は、社外取締役4名を含む8名で構成され、当事業年度の取締役会は17回開催しました。

4) 監査役の職務の執行に対する取組み

監査役会は、常勤社外監査役1名、社外監査役2名で構成され、当事業年度において15回開催し、監査計画に基づいた監査を実施しております。

また、監査役は、必要に応じて代表取締役、取締役と監査内容について意見交換を実施するとともに、四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受け、経営上の重要事項について意見交換を実施しました。常勤監査役は、主要会議及び子会社の取締役会出席、幹部との面談、重要書類の閲覧等を通じ、情報収集・調査に努め、監査役会で報告し情報共有しております。

5) 内部統制・内部監査に対する取組み

内部統制室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施し、代表取締役社長、常勤監査役に監査報告及び改善状況報告を行いました。

また、月1回の常勤監査役との会議を12回開催し、内部統制活動、内部監査の報告等を行い情報の共有化を図っております。さらに、会計監査人とは内部統制の体制維持強化について意見交換を行い、関連部署に対しては、必要に応じて社内規程の制定・改定提案等により統制の精度改善を図っております。

6) 任意の指名・報酬委員会の取組み

当社は2019年2月22日に、取締役等の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、取締役の選任・解任や報酬等に関する取締役会からの諮問に対し都度答申し、この機能により当社の取締役会の監督機能やコーポレート・ガバナンスの基盤整備を図っております。なお、同委員会は社外役員が半数以上を占める規定となっており、2021年3月末時点では社外取締役が3名、社内取締役が2名の構成となっております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,000,000	250,000	4,610,760	△105,954	5,754,805
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△40,924	－	△40,924
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	633,122	－	633,122
自己株式の取得	－	－	－	△1,203	△1,203
自己株式の処分	－	－	△28	158	129
新株予約権の行使	－	－	△1,656	10,787	9,130
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	590,513	9,741	600,254
当 期 末 残 高	1,000,000	250,000	5,201,273	△96,212	6,355,060

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△797	△705,409	△83,608	△789,815	33,360	4,998,350
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△40,924
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	633,122
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△1,203
自己株式の処分	－	－	－	－	－	129
新株予約権の行使	－	－	－	－	－	9,130
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,889	619,904	108,091	733,885	△9,124	724,761
当 期 変 動 額 合 計	5,889	619,904	108,091	733,885	△9,124	1,325,015
当 期 末 残 高	5,091	△85,504	24,483	△55,929	24,235	6,323,366

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社数及び主要な連結子会社の名称

当社は子会社を連結の範囲に含めております。当連結計算書類に含まれた連結子会社数及び連結子会社名は次の通りであります。

連結子会社数	15社
連結子会社名	・ 船橋電子株式会社 ・ Advanex Americas, Inc. ・ Advanex Europe Ltd. ・ Advanex (Changzhou) Inc. ・ Advanex (Dalian) Inc. ・ Advanex (Dongguan) Inc. ・ Advanex (Shanghai) Inc. ・ Advanex (Hong Kong) Ltd. ・ Advanex (Singapore) Pte.Ltd. ・ Advanex (Thailand) Ltd. ・ Advanex (Vietnam) Ltd. ・ PT.Advanex Precision Indonesia ・ Advanex Czech Republic s.r.o. ・ Advanex (India) Private Limited ・ Advanex de Mexico S.de R.L.de C.V.

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社名 ・ Advanex Deutschland GmbH

連結の範囲から除いた理由

Advanex Deutschland GmbHは、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益、利益剰余金及びキャッシュ・フロー等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

##### (3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

##### (4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

該当事項はありません。

##### (2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

・ Advanex Deutschland GmbH

持分法を適用しない理由

Advanex Deutschland GmbHは、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益、利益剰余金及びキャッシュ・フロー等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- (3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等  
該当事項はありません。
- (4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項  
該当事項はありません。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### 2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

##### 3) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、製品及び仕掛品

…主として総平均法による原価法

原材料

…主として月別移動平均法による原価法

貯蔵品

…最終仕入原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### 1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

##### 2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### 3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存期間をゼロとして算定する定額法によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### 1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を計上しており、貸倒の懸念のある個別債権について回収不能見込額を追加計上しております。

##### 2) 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により当連結会計年度に見合う分を計上しております。

##### 3) 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、当該費用を個別に見積って計上しております。

(4) その他の連結計算書類作成のための重要な事項

1) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次の通りであります。

会社名	決算日
・ Advanex (Changzhou) Inc.	12月31日 ※
・ Advanex (Dalian) Inc.	12月31日 ※
・ Advanex (Dongguan) Inc.	12月31日 ※
・ Advanex (Shanghai) Inc.	12月31日 ※
・ Advanex de Mexico S.de R.L.de C.V.	12月31日 ※

※ 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

2) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間から10年間で均等償却しております。

5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

固定資産の減損損失の認識の要否

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行った資産グループ7拠点(帳簿価額合計4,139百万円)について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上していません。

なお、当社旧福島工場(遊休固定資産)に関しては、帳簿価額と不動産鑑定評価価額を比較し、不動産鑑定評価価額が帳簿価額を下回ったので、50百万円減損損失を計上しております。

#### (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として、各子会社及び各国内工場を基準として資産のグルーピングを行っております。

収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

また、各子会社及び各国内工場の中で遊休固定資産に帰属するものに関しては不動産鑑定評価価額を取得し、帳簿価額と不動産鑑定評価価額を比較、不動産鑑定評価価額が帳簿価額を下回った場合には減損損失を認識します。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の事業計画を基礎としておりますが、将来の事業計画は、成長率、利益率、将来の投資計画及び主要な資産の今後の使用見込み等を主要な仮定としており、不確実性が否めないため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1,044,493千円
土地	239,930千円
機械装置及び運搬具	322,455千円
計	1,606,879千円

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	450,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,380,000千円
長期借入金	2,443,750千円
計	4,273,750千円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	4,153	—	—	4,153

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	60	0	6	55

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次の通りであります。

単元未満株式買取による増加 0千株

減少数の内訳は次の通りであります。

ストック・オプションの権利行使による減少 6千株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年9月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	40,924	10	2020年6月30日	2020年9月25日

(注) 前連結会計年度の定時株主総会の開催を2020年9月24日へ延期したことに伴い、前連結会計年度の期末配当の基準日を2020年3月31日から2020年6月30日へ変更しております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	40,979	10	2021年3月31日	2021年6月30日

### 4. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 16,900株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資資金及び運転資金につき、資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等は、次の通りであります。

##### 1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

##### 2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金金利

##### 3) ヘッジ方針

通常の事業活動における金利変動リスクをヘッジしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

##### 4) ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されています。

##### 2) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社連結グループは、外貨建ての営業債権債務につき、為替の変動によるリスクに晒されており、その影響の度合いによって、先物為替予約の利用の有無を検討しております。

また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### 3) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを履行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の1.5か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,899,489	3,899,489	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,720,132		
貸倒引当金（※）	△44,512		
	4,675,620	4,675,620	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	45,784	45,784	—
資産計	8,620,893	8,620,893	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,287,463	3,287,463	—
(2) 短期借入金	1,868,510	1,868,510	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	2,905,859	2,926,372	20,513
(4) 長期借入金	4,963,115	4,693,066	△270,049
負債計	13,024,947	12,775,411	△249,536

(※)受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは回収期日までの期間を加味した利率により割り引いて算定を行った結果、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また信用リスクを個別に把握することが、困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを当該帳簿価額とみなしております。

### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの投資有価証券に関する注記事項は、以下の通りであります。

その他有価証券

区分	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	38,445	45,784	7,338
合計	38,445	45,784	7,338

### 負債

#### (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 1年内返済予定の長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### (4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	50

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,899,489	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,720,132	—	—	—
合計	8,619,622	—	—	—

(注4) 金銭債務、有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
支払手形及び買掛金	3,287,463	—	—	—	—	—
短期借入金	1,868,510	—	—	—	—	—
長期借入金	2,905,859	2,125,072	1,755,838	379,994	685,614	16,595
合計	8,061,833	2,125,072	1,755,838	379,994	685,614	16,595

### (賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

#### 1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の子会社では、千葉県、福島県、新潟県、シンガポール共和国において、賃貸用のオフィス(土地を含む。)及び遊休不動産を有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する主な損益は、受取家賃として63,986千円、減価償却費として10,038千円計上しております。

#### 2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
570,391	△56,481	513,911	778,307

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

#### 2. 主な変動

増加・・・Advanex(Singapore)Pte.Ltd. 為替による増加	4,485千円
減少・・・当社 賃貸等不動産減損損失(福島建物)	50,928千円
当社 賃貸等不動産減価償却費(福島建物)	3,409千円
Advanex(Singapore)Pte.Ltd. 賃貸等不動産減価償却費	6,629千円

#### 3. 時価の算定方法

当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書の価額に基づいて計上しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,537円15銭
1株当たり当期純利益	154円61銭

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利 益 剰余金 合計			
当 期 首 残 高	1,000,000	250,000	250,000	665,440	665,440	△105,954	1,809,486	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△40,924	△40,924	-	△40,924	
当 期 純 利 益	-	-	-	322,281	322,281	-	322,281	
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△1,203	△1,203	
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	△28	△28	158	129	
新 株 予 約 権 の 行 使	-	-	-	△1,656	△1,656	10,787	9,130	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	279,672	279,672	9,741	289,413	
当 期 末 残 高	1,000,000	250,000	250,000	945,112	945,112	△96,212	2,098,900	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△797	△797	33,360	1,842,048
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△40,924
当 期 純 利 益	-	-	-	322,281
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△1,203
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	129
新 株 予 約 権 の 行 使	-	-	-	9,130
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	5,889	5,889	△9,124	△3,235
当 期 変 動 額 合 計	5,889	5,889	△9,124	286,178
当 期 末 残 高	5,091	5,091	24,235	2,128,227

(注) 記載の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### 1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### 2) その他有価証券

時価のあるもの… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの… 移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、製品、仕掛品… 総平均法による原価法

原材料 … 月別移動平均法による原価法

貯蔵品 … 最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

#### (4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により当事業年度に見合う分を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。

##### 1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### 2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### (表示方法の変更に関する注記)

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

#### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

##### 固定資産の減損損失の認識の要否

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行った資産グループ3拠点（帳簿価額合計2,777百万円）について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上していません。

なお、当社旧福島工場（遊休固定資産）に関しては、帳簿価額と不動産鑑定評価価額を比較し、不動産鑑定評価価額が帳簿価額を下回ったので、50百万円減損損失を計上しております。

##### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、原則として、各国内工場を基準として資産のグルーピングを行っております。

収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

また、各国内工場の中で遊休固定資産に帰属するものに関しては不動産鑑定評価価額を取得し、帳簿価額と不動産鑑定評価価額を比較、不動産鑑定評価価額が帳簿価額を下回った場合には減損損失を認識します。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の事業計画を基礎としておりますが、将来の事業計画は、成長率、利益率、将来の投資計画及び主要な資産の今後の使用見込み等を主要な仮定としており、不確実性が否めないため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

**(貸借対照表に関する注記)**

## 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

## (1) 担保に供している資産

建 物	1,044,493千円
土 地	239,930千円
機械及び装置	322,455千円
計	1,606,879千円

## (2) 担保に係る債務

短期借入金	450,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,380,000千円
長期借入金	2,443,750千円
計	4,273,750千円

## 2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

Advanex Americas, Inc.	132,852千円
Advanex de Mexico S.de R.L.de C.V.	248,137千円
PT.Advanex Precision Indonesia	147,139千円
計	528,129千円

## 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	872,116千円
短期金銭債務	45,189千円

**(損益計算書に関する注記)**

## 関係会社との取引高

関係会社への売上高	815,442千円
関係会社からの仕入（購入）高	275,529千円
関係会社との営業取引以外の取引高	377,720千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

## 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	55,446株
------	---------

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	11,846千円
貸倒引当金	59,959千円
退職給付引当金	324,534千円
在庫引当金	37,929千円
関係会社株式評価損	290,071千円
固定資産評価損	114,426千円
投資有価証券評価損	2,258千円
繰越欠損金	1,113,128千円
その他	28,924千円
繰延税金資産小計	1,983,079千円
評価性引当額	1,983,079千円
繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

資産除去債務	△2,247千円
繰延税金負債合計	△2,247千円
繰延税金負債の純額	△2,247千円

**(リースにより使用する固定資産に関する注記)**

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権などの 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Advanex Americas, Inc.	所有 直接100.0%	業務管理、 役員の兼任	製品の販売	224,382	売掛金	272,447
				資金融資	245,462	短期貸付金	193,742
				資金融資	216,842	長期貸付金	332,130
				債務保証	132,852	—	—
子会社	Advanex de Mexico S. de RL. de CV.	所有 直接99.99% 間接 0.01%	業務管理、 役員の兼任	製品の販売	138,594	売掛金	170,813
				資金融資	649,209	短期貸付金	653,189
				債務保証	248,137	—	—
子会社	Advanex Europe Ltd.	所有 直接100.0%	業務管理、 役員の兼任	受取配当金	82,956	—	—
子会社	Advanex(Dongguan)Inc.	所有 直接100.0%	業務管理、 役員の兼任	受取配当金	64,284	—	—
子会社	Advanex (Hong Kong)Ltd.	所有 直接100.0%	業務管理、 役員の兼任	資金融資	62,833	短期借入金	309,988
子会社	Advanex (Singapore)Pte.Ltd.	所有 直接100.0%	業務管理、 役員の兼任	受取配当金	85,082	—	—
子会社	Advanex(Thailand)Ltd.	所有 間接100.0%	業務管理、 役員の兼任	資金融資	335,890	短期借入金	553,550
子会社	PT.Advanex Precision Indonesia	所有 直接99.99% 間接 0.01%	業務管理、 役員の兼任	資金融資	265,043	短期貸付金	265,043
				債務保証	147,139	—	—

取引条件及び取引案件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付の条件については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。  
 2. 債務保証については、主に子会社の銀行借入に対して当社が保証を行っているものであり、担保の提供は受けておりません。  
 3. 製品の販売については、当社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。  
 4. 受取配当金については、子会社の株主総会決議等により決定しております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権などの 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	株式会社アサダ	—	役員の兼任	原材料の 仕入	249,166	買掛金	132,643
	アポロ株式会社	—	役員の兼任	製品の販売	50,958	—	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売については、当社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 原材料の仕入については、株式会社アサダ社以外からも複数見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しています。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	513円43銭
1 株当たり当期純利益	78円70銭

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。